

新居浜市役所自動証明写真機設置事業者公募の流れ

- ① 令和8年1月16日（金）
 - ・募集要項の公告及び市HPに募集要項を掲載

(新居浜市)
- ② 令和8年1月16日（金）～令和8年2月6日（金）
 - ・応募書類の配布

(新居浜市→応募希望事業者)
- ③ 令和8年1月21日（水）～令和8年2月6日（金）
 - ・応募書類の提出・受付
 - ※持参又は郵送による。

(応募希望事業者→新居浜市)
- ④ 令和8年2月8日（月）～令和8年2月12日（木）
 - ・応募書類の審査

(新居浜市)
- ⑤ 令和8年2月13日（金）※予定
 - ・設置予定事業者の決定
 - ・決定通知書の送付

(新居浜市)
(新居浜市→設置予定事業者・その他の応募事業者)
- ⑥ ～ 令和8年2月27日（金）※予定
 - ・市有地使用許可願の提出
 - ※行政財産目的外使用許可の申請

(設置予定事業者→新居浜市)
- ⑦ ～ 令和8年3月6日（金）※予定
 - ・市有地使用許可書の交付
 - ※設置事業者の決定

(新居浜市→設置事業者)
- ⑧ 令和8年4月1日（水）～令和8年4月8日（水）※予定
 - ・自動証明写真機の設置、稼働

(設置事業者)

- ※1 設置事業者は、月ごとの売上金額及び販売枚数等を翌月10日までに新居浜市へ報告すること。
- 2 月ごとの売上金額の報告を受けた後、新居浜市から使用料を請求し、指定期日までに当該使用料を納付すること。